

事務処理誤りに対する措置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における事務処理誤りの発生時の措置及び再発防止について、別に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 事務処理誤り 個人若しくは団体(以下「個人等」という。)又は社会に影響を与え、又は与えるおそれのある職員による事務処理(市民が利用する公共施設の管理を含む。以下同じ。)の誤りであつて、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 事務処理における確認不十分、不注意等を主たる原因として、所期の目的と異なる結果(以下「結果」という。)を発生させたもの
 - イ 事務処理に係る手順を定めて遵守することにより、結果の発生を防止することが可能であつたもの
- (3) 所属長 事務処理誤りのあつた業務を実施する課、出先機関の長又は行政委員会等の事務局長をいう。
- (4) 判明日 所属長が、事務処理誤りがあつたことを認識した日をいう。

(報告等)

第3条 所属長は、事務処理誤りを認識したときは、直ちに所属する部等の長(以下「部長等」という。)に報告するとともに、当該事務処理誤りの対応について行政管理課長の意見を聴かなければならない。

2 部長等は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当する可能性のある事務処理誤り(以下「重大な事務処理誤り」という。)の場合は、市長、副市長及び関係所属に口頭で報告しなければならない。

- (1) 事務処理誤りの影響が著しく大きいもの
- (2) 事務処理誤りにより生じた損失の回復が著しく困難なもの
- (3) その他第7条ただし書の規定による公表が必要と認められるもの

3 別に定めがある場合を除き、所属長は、知り得る範囲内で事務処理誤り報告書(別記様式第1号。以下「報告書」という。)を作成し、速やかに、行政管理課長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事務処理誤りは、この限りでない。

- (1) 事務処理誤りの影響が極めて小さいもの
- (2) 事務処理誤りを修正する仕組みが事務に内包されているもの

- (3) その他報告書による報告が不要と認められるもの
- 4 所属長は、前項に規定する報告書を提出した後、新たに発生又は判明した事実がある場合は、その都度、報告書を提出するものとする。
- 5 行政管理課長は、第3項及び前項の規定により事務処理誤り報告書の提出を受けた場合は、速やかに総務部長及び関係する所属長に報告する。ただし、重大な事務処理誤りにあつては、市長に報告するものとする。
- 6 行政管理課長は、市長が別に定める期間内に総務部長に報告した事務処理誤りを市長に報告する。

(暫定措置)

- 第4条 所属長は、事務処理誤りに伴い生じる被害の拡大を防止するため、速やかに暫定的な措置を実施するよう努めるものとする。
- 2 行政管理課長は、前項の措置について、必要な助言を行うものとする。

(事実関係の調査及び原因の究明)

- 第5条 所属長は、行政管理課長と連携し、事務処理誤りについての事実関係を調査し、その原因究明を行うものとする。

(再発防止策の報告)

- 第6条 所属長は、前条の規定により究明した原因を踏まえ、再発防止策に関する所要の措置を行い、判明日の翌日から起算して30日以内に、事務処理誤りの再発防止策実施報告書（別記様式第2号。以下「実施報告書」という。）を作成し、行政管理課長に提出しなければならない。
- 2 所属長は、実施報告書の提出に当たり、再発防止策の実施が完了していない場合は、実施完了後、速やかにその旨を記した実施報告書を再度作成し、行政管理課長に提出しなければならない。
- 3 行政管理課長は、前2項の規定により実施報告書の提出を受けた場合は、速やかに総務部長に報告する。ただし、重大な事務処理誤りにあつては、市長に報告するものとする。

(公表)

- 第7条 行政管理課長（第3項ただし書の規定による場合は、所属長）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事務処理誤りの概要、再発防止策及び問い合わせ先をホームページへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 個人情報の漏えいがあったもの
- (2) 今後、被害の拡大又は二次被害のおそれがあるもの
- (3) 今後、個人等に不利益を与えるおそれがあるもの
- (4) 個人の生命又は身体に影響を与えた又は与えるおそれがあるもの
- (5) 個人等の財産に著しい影響を与えた又は与えるおそれがあるもの

- (6) 個人等に速やかな注意喚起が必要なもの
 - (7) 市政への信用を著しく失墜させたもの
 - (8) その他市長が公表すべきと判断するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、公表を行わないものとする。
- (1) 公表することにより、個人等に不利益をもたらすおそれがあるもの
 - (2) 公表することにより、捜査又は裁判に支障を及ぼすおそれがあるもの
- 3 第1項の公表は、事務処理誤りに対する市の取組を周知することを目的として、市長が別に定める期間に発生した事務処理誤りを一括して行うものとする。ただし、第1項第2号、第6号及び第7号に該当する場合並びに市長が個別の公表が必要と認める場合は、この限りでない。

(再発防止策のモニタリング)

第8条 行政管理課長は、実施報告書に記載された再発防止策の実施状況について随時モニタリングを行い、必要に応じて所属長に意見を述べるものとする。

(情報の共有)

第9条 行政管理課長は、事務処理誤りの再発防止のため、庁内イントラネット等への掲載を行うことにより、発生した事務処理誤りの概要及び再発防止策を全庁的に共有するものとする。

- 2 所属長は、所属において事務処理誤りに関する情報の共有及び再発防止に努めるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、事務処理誤りに対する措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和4年8月26日決裁佐行第392号)

この要領は、令和4年8月26日から施行し、同日以後に報告のあった事務処理誤りについて適用する。

附 則 (令和5年3月31日決裁佐行第1012号)

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に報告のあった事務処理誤りについて適用する。

附 則 (令和6年3月22日決裁佐行第972号)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に報告のあった事務処理誤りについて適用する。